

富士宮市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 134,011	千円 38,574,373	千円 1,775,945	千円 8,830,503	% 22.9	% 21.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計）

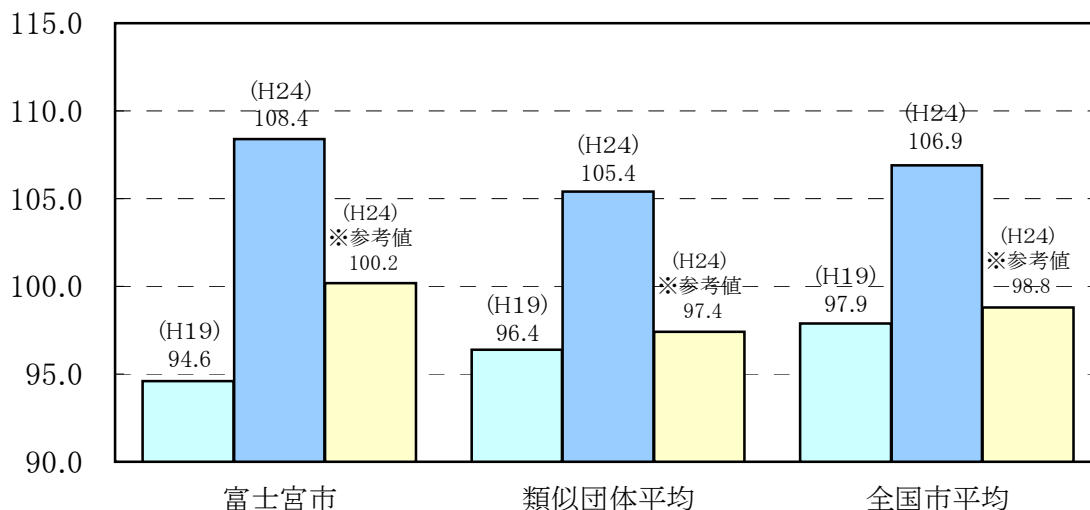
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 880	千円 3,533,882	千円 682,043	千円 1,310,954	千円 5,526,879	千円 6,281	千円 6,024

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	478,200

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士宮市	43.8歳	340,800円	407,918円	375,000円
静岡県	42.8歳	345,525円	436,566円	380,292円
国	42.8歳	304,944(329,917)円	—	372,906(401,789)円
類似団体	43.3歳	329,757円	400,161円	365,213円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
富士宮市	47.0歳	37人	325,480円	361,068円	343,835円	—	—	—	—
うち用務員	50.9歳	5人	325,560円	344,053円	338,493円	用務員	51.1歳	240,400円	1.43
うち学校給食員	49.5歳	14人	329,732円	357,019円	347,926円	調理士	41.2歳	262,000円	1.36
静岡県	52.3歳	268人	348,150円	394,181円	371,739円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465円 (285,030円)	—	307,506円 (323,181円)	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	57人	310,828円	342,646円	327,729円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	富士宮市 (C)	民間 (D)	C/D
富士宮市	—	—	—
うち用務員	5,493,198円	3,616,300円	1.52
うち学校給食員	5,678,945円	3,536,400円	1.61

※ 民間データは、平成24年賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士宮市	38.5歳	299,802円	389,293円	322,411円
国	43.2歳	345,622(373,766)円	—	411,574(443,968)円
類似団体	38.4歳	293,798円	382,663円	320,396円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士宮市	43.2 歳	332,348 円	368,476 円	351,859 円
国	41.0 歳	305,230(326,961) 円	—	347,846(371,712) 円
類似団体	39.6 歳	291,672 円	329,458 円	307,715 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		富士宮市	静岡県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	180,158 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	149,800 円	145,598 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	142,978 円	—
	中学卒	135,600 円	130,181 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

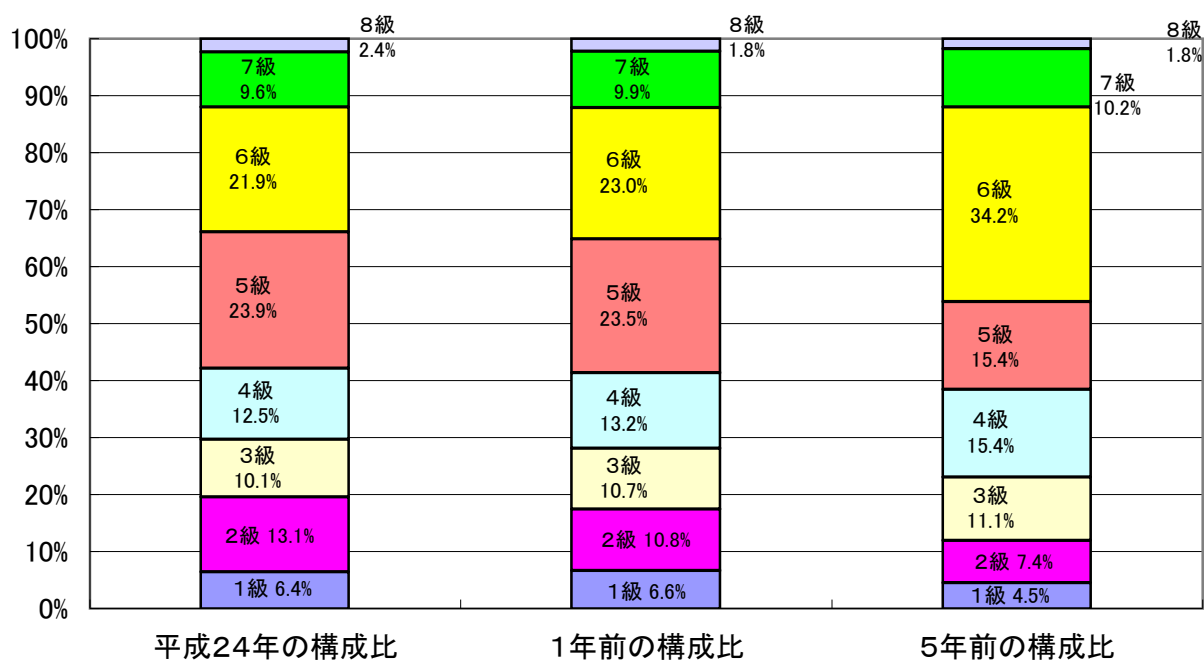
区 分		経験年数 10～14 年	経験年数 15～19 年	経験年数 20～25 年
一般行政職	大学卒	271,441 円	328,626 円	375,925 円
	高校卒	233,450 円	287,933 円	343,844 円
技能労務職	高校卒	*	274,500 円	309,867 円
	中学卒	—	*	*

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長・次長	13人	2.4%
7級	課長	52人	9.6%
6級	主幹	119人	21.9%
5級	係長・主任主査	130人	23.9%
4級	特に高度の知識及び経験を必要とする主査	68人	12.5%
3級	主査	55人	10.1%
2級	主事・技師	71人	13.1%
1級	事務員・技術員	35人	6.4%

- (注) 1 富士宮市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年4月1日を基準として、勤務成績が良好以上の職員について4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては3号給、55歳以上の職員については2号給）を標準として上位の号給に昇給させている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士宮市		静岡県		国	
1人当たり平均支給額(23年度) 1,477 千円		1人当たり平均支給額(23年度) 1,551 千円		—	
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 20~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当算定の基礎となる在職期間中に休暇、休職等の期間がある職員は、規則に定めるところによりその勤務した期間に応じた期間率を乗じた支給率により支給する。
当該全期間にわたり勤務の実績がない場合は、休暇等の事由にかかわらず勤勉手当は支給しない。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

富士宮市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,112 千円	27,110 千円	—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		227,844 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		167,164 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市全域	3 %	1,357 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		367,961 千円																	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		474,177 円																	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		56.0 %																	
手当の種類（手当数）		29																	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価																
普通税務手当	収納課、市民税課、資産税課職員	税の賦課、徴収、滞納整理業務	月額3,500円																
特別税務手当	収納課、市民税課、資産税課職員	滞納処分、犯則事件の取締に従事し、身体に危害を受けるおそれのあるとき	1件当たり300円																
福祉業務手当	福祉事務所勤務職員（身体障害者福祉司、知的障害者福祉司及び社会福祉法第15条第1項第1号又は第2号に掲げる職員）	指導保護等の業務	月額3,500円																
保育業務手当	市立保育所に勤務する保育士等	保育業務	月額3,000円																
心身障害児保育業務手当	市立あすなろ園に勤務する職員	心身障害児保育業務	月額4,500円																
医務手当	市立病院医師	診療、検疫、救護その他保健指導業務	<p>1 次の(1)及び(2)の合計額</p> <p>(1) 職務に応じた額(月額)</p> <table> <tr><td>院長</td><td>420,000円</td></tr> <tr><td>副院長</td><td>310,000円</td></tr> <tr><td>診療部長</td><td>280,000円</td></tr> <tr><td>診療技術部長</td><td>280,000円</td></tr> <tr><td>診療部の科長</td><td>240,000円</td></tr> <tr><td>診療技術部の科長</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>診療部の医長</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>医員</td><td>150,000円</td></tr> </table> <p>(2) 入院収益及び外来収益の合計額から材料費を差し引いた額の100分の2を医師数で除して得た額</p> <p>2 宿直又は日直勤務を命じられた者（救急医療のため待機勤務を命じられた者を除く。）で、救急医療業務に従事したものは、宿直又は日直各1回当たり 15,000円</p> <p>3 患者、妊婦等の搬送に従事した者は、1件当たり 10,000円</p> <p>4 正常分娩に従事した者は、1件につき 30,000円</p>	院長	420,000円	副院長	310,000円	診療部長	280,000円	診療技術部長	280,000円	診療部の科長	240,000円	診療技術部の科長	200,000円	診療部の医長	200,000円	医員	150,000円
院長	420,000円																		
副院長	310,000円																		
診療部長	280,000円																		
診療技術部長	280,000円																		
診療部の科長	240,000円																		
診療技術部の科長	200,000円																		
診療部の医長	200,000円																		
医員	150,000円																		
放射線作業手当	市立病院に勤務する職員	エックス線の照射、撮影又は有害放射線の照射、測定業務	<p>診療放射線技師 月額 10,000円</p> <p>補助者 作業1回につき 2時間以上 250円 2時間未満 125円</p>																

病原体検査手当	市立病院臨床検査科職員	化学、細菌、病理検査等業務	臨床検査技師及び補助者 月額 10,000円
薬剤業務手当	市立病院薬剤部職員	薬剤業務	月額 10,000円
病棟等勤務手当	市立病院の病棟等勤務の職員	患者の看護、患者に接する業務、その他危険な業務	助産師、看護師等 月額 10,000円 栄養士、理学療法士、臨床工学技士、作業療法士、言語聴覚士、ボイラー技士、用務員等 月額 9,500円 上記以外の職員 月額 5,000円
深夜手術手当	市立病院医療職職員	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に行われる手術業務	手術料収入額の100分の20の額(ただし、1回の手術料金33,500円以上又は社会保険診療報酬点数3,350点以上のときに限る)を、執刀医師100分の50、補助医師100分の25、介助の看護師100分の25(補助医師がいない場合は100分の50)の割合で配分し、それぞれ等分した額
夜間看護手当	市立病院の病棟等勤務の看護職員	正規勤務時間が深夜に行われる看護等の業務	深夜勤務時間が2時間以上の場合 勤務1回につき3,300円 深夜勤務時間が2時間未満の場合 勤務1回につき2,000円
死体処置手当	市立病院看護職員	死体処置業務	1体につき 1,000円
解剖介助手当	市立病院臨床検査科職員	死体解剖の介助業務	1体につき 2,000円
感染症防疫作業手当	生活環境課職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の予防救治又は感染症菌の付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理作業	日額 400円
家畜類等死体取扱作業手当	生活環境課職員	家畜類等の死体の取扱作業	1件につき 200円
し尿処理業務手当	衛生プラント職員	し尿処理にかかる業務	1 し尿処理の作業に従事した職員 日額 600円 2 1以外の職員 月額4,500円
じん芥処理業務手当	清掃センター職員	じん芥処理にかかる業務	1 連続燃焼式焼却炉の機械操作等に従事した職員 (1) 午前8時30分から午後5時15分まで 勤務1回につき 600円 (2) 午後5時から翌日午前8時45分まで 勤務1回につき1,200円 2 じん芥処理の作業に従事した職員 日額 600円 3 1及び2以外の職員 月額4,500円
家畜伝染病防疫作業手当	農政課職員	家畜の伝染病の防疫の業務、身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品を取扱う業務	日額300円
有害薬品取扱手当	生活環境課職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品を取扱う業務	日額200円
行旅病人取扱手当	職員	行旅病人の収容作業	1件につき 1,000円 (午後6時から翌日午前6時までの場合は1,500円)

行旅死亡人取扱手当	職員	行旅死亡人の収容作業	1件につき 3,500円 (午後6時から翌日午前6時までの場合は5,000円)
公共土木施設災害応急作業手当	土木業務従事職員	(1) 市が管理する河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業のための災害状況調査	(1)、(2)の巡回監視 日額300円 (1)、(2)の応急作業等 日額450円 (3)の作業 日額450円の範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額 (1)、(2)、(3)の作業が夜間(日没時から日出時までの間)に行われた場合にあっては、それぞれの額にその100分の50に相当する額を加算した額)
		(2) 市が管理する道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し若しくは発生するおそれがあるため道路法第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等	
		(3) 市が管理する河川又は道路若しくはその周辺において行う作業で市長が前2号に掲げる作業に相当すると認めるもの	
用地交渉業務手当	用地交渉実施課職員	現地において公共の用に供する土地の取得又は取得に伴う物件の移転の交渉業務	日額250円
終末処理場作業手当	星山浄化センター、山本ポンプ場職員	下水処理設備における作業	日額200円
深夜勤務手当	消防職員	交替制勤務を行っているものが、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜に勤務したとき	深夜勤務1回につき 450円
機関員手当	消防職員	自動車運転免許証を所持する消防職員で消防長から機関員に命じられたもの	月額 1,000円
救急業務手当	消防職員	主として救急業務に従事する者	出勤1回につき 150円
消防手当	消防職員	消防吏員	月額 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (23年度決算)	423,385 千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	311 千円
支給実績 (22年度決算)	430,679 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	354 千円

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 ・配偶者がいない場合のうち1人目 月額11,000円 ・その他の場合 月額 6,500円 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの 子1人につき 月額5,000円加算	同じ	-	127,093 千円	221,031 円
住居手当	[借家・借間居住者] 支給対象者 月額12,000円を超える家賃 を支払っている職員 全額支給限度額 11,000円 2分の1加算限度額 16,000円 最高支給限度額 27,000円 [自宅居住者で世帯主] 支給額 4,500円	異なる	※国の内容 [借家・借間居住者] 支給対象者 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度額は富士宮市と同じ [自宅居住者で世帯主] 支給なし	88,114 千円	131,317 円

<p>通勤手当</p>	<p>[交通機関等利用者] 全額支給限度額 55,000円 に55,000円を超える額の2分の1を加算</p> <p>[交通用具使用者] 片道が ※0km～ 2km 無し 2km～ 4km 6,400円 4km～ 6km 8,200円 6km～ 8km 9,600円 8km～10km 11,400円 10km～12km 13,200円 12km～14km 14,700円 14km～16km 16,200円 16km～18km 17,300円 18km～20km 18,400円 20km～25km 19,900円 25km～30km 21,100円 30km～35km 22,300円 35km～40km 23,500円 40km～45km 24,700円 45km～50km 25,900円 50km～55km 27,100円 55km～60km 28,300円 60km～ 29,500円 ※は、平成17年度に廃止</p> <p>[併用者(交通機関と交通用具)] 全額支給限度額 55,000円に55,000円を超える額の2分の1を加算</p>	<p>異なる</p>	<p>※国の内容</p> <p>[交通機関等利用者] 最高支給限度額 * 55,000円</p> <p>[交通用具使用者] 片道が 5km未満 2,000円 5～10km 4,100円 10～15km 6,500円 15～20km 8,900円 20～25km 11,300円 25～30km 13,700円 30～35km 16,100円 35～40km 18,500円 40～45km 20,900円 45～50km 21,800円 50～55km 22,700円 55～60km 23,600円 60km～ 24,500円</p> <p>[併用者(交通機関と交通用具)] 最高支給限度額 * 55,000円</p> <p>*新幹線等利用者は20,000円を限度に加算有り</p>	<p>119,362 千円</p>	<p>109,708 円</p>
<p>管理職手当</p>	<p>管理又は監督の地位にある者(行政職は6級～8級)に月額37,500円～78,000円</p>	<p>異なる</p>	<p>※国の内容</p> <p>[俸給の特別調整額] 1種～5種及び本省庁課長補佐等に34,400円～139,300円</p>	<p>81,763 千円</p>	<p>664,740 円</p>
<p>単身赴任手当</p>	<p>公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病等やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、住居からの通勤が困難と認められ、単身で生活することを常況とする職員 月額23,000円</p>	<p>同じ</p>	<p>-</p>	<p>1,668 千円</p>	<p>333,600 円</p>

宿日直手当	宿日直勤務1回につき 医師以外の職員 5,400円 医師 15,000円 医療待機宿日直勤務1回につき 医師以外の職員 2,050円 医師 10,000円	異なる	※国の内容 勤務1回につき 医師以外の職員 4,200円 医師 20,000円	71,450 千円	615,948 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間勤務する職員に、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25	同じ	国の名称は夜勤手当	50,287 千円	146,183 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受けている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合、勤務1回につき8,000円～12,000円(勤務時間が6時間を超える場合は100分の150を乗じた額)	一部異なる	※国の内容 勤務1回につき 6,000円～ 12,000円	930 千円	29,063 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	931,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,012,000 円 / 718,600 円	
	副 市 長	735,000 円	829,000 円 / 586,300 円	
報 酬	議 長	495,000 円	567,000 円 / 367,000 円	
	副 議 長	441,000 円	527,000 円 / 332,000 円	
	議 員	421,000 円	468,000 円 / 312,000 円	
期 末 手 当	市 長	(23年度支給割合)		
	副 市 長	3.95 月分 (給料月額に20%を加算した額を基礎額とする)		
退 職 手 当	議 長	(23年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.95 月分 (給料月額に20%を加算した額を基礎額とする)		
備 考	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×378/100×在職年数	14,076,720 円	退 職 時
		給料月額×252/100×在職年数	7,408,800 円	退 職 時
備 考				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

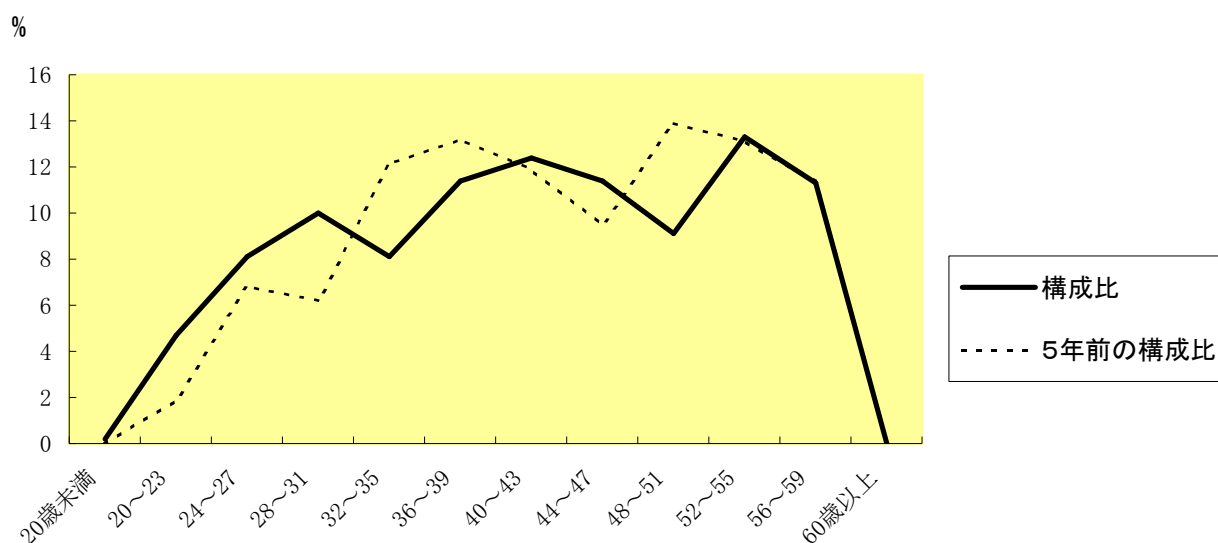
(人)

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成23年	平成24年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	9	0	組織機構改革、業務見直し 滞納整理機構への派遣終了
		総 務	137	136	△ 1	
		税 務	58	57	△ 1	
		農林水産	31	31	0	
		商 工	14	14	0	組織機構改革
		土 木	92	92	0	
		民 生	179	181	2	
	衛 生	78	76	△ 2	職員構成、業務の見直し	
	計	598	596	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.47 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.14 人)	
	教 育 部 門	122	119	△ 3	職員構成の見直し	
	消 防 部 門	161	161	0		
	小 計	881	876	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 70.55 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	416	419	3	業務強化	
	水 道	29	28	△ 1	業務の見直し	
	下 水 道	21	21	0	組織機構改革	
	そ の 他	45	42	△ 3		
	小 計	511	510	△ 1		
合 計		1,392 [1,430]	1,386 [1,452]	△ 6 [22]	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.42 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	65人	129人	128人	126人	155人	161人	168人	123人	158人	169人	0人	1,385人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年度 部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	668	645	637	608	598	596	△ 72 (△ 10.78%)
教育	133	133	128	127	122	119	△ 14 (△ 10.53%)
消防	162	165	162	160	161	161	△ 1 (△ 0.62%)
普通会計計	963	943	927	895	881	876	△ 87 (△ 9.03%)
公営企業等会計計	497	495	495	505	511	510	13 (2.62%)
計	1,460	1,438	1,422	1,400	1,392	1,386	△ 74 (△ 5.07%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の団体の合計職員数

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	1,628,292	152,284	224,764	13.8	15.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	29	118,049	19,523	44,105	181,677	6,265

(参考)水道事業平均 一人当たり給与費
千円 6,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士宮市	42.7 歳	333,114 円	511,438 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士宮市	富士宮市(企業職員以外)	団体平均
1人当たり平均支給額(23年度) 1,521 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,477 千円	1人当たり平均支給額 (23年度) 1,492 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

富士宮市			富士宮市（企業職員以外）			団体平均
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	1人当たり 平均支給額
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	該当なし	該当なし	1人当たり平均支給額	3,112 千円	27,110 千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		4,342 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		149,724 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市全域	3 %	29 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		73 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		18,250 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		14.3 %	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害薬品取扱手当	水道部職員	塩素を取扱う業務	日額200円
業務手当	水道部職員	水道料金の滞納処分による給水停止業務又は路上止水栓操作業務	1件当たり300円 ただし、1月の合計額が3,500円を超えるときは、月額3,500円
用地交渉業務手当	水道部職員	用地交渉業務	日額250円

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）		4,211 千円	
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		168 千円	
支給実績（22年度決算）		5,764 千円	
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）		222 千円	

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	4の(6)に同じ	同	—	3,611 千円	225,688 円
住居手当	4の(6)に同じ	同	—	2,564 千円	142,444 円
通勤手当	4の(6)に同じ	同	—	2,537 千円	115,318 円
管理職手当	4の(6)に同じ	同	—	2,309 千円	769,667 円